

令和4年 第8回

小樽市農業委員会議事録

小樽市農業委員会

1 開催日時 令和4年10月25日(火)午前10時00分

2 公示日 平成4年10月17日

3 開催場所 旧小樽市公設青果地方卸売市場内会議室

4 出席委員 (12人)

会長	14番	北島	吉治
委員	1番	江南	繁壽
	2番	川畑	正美
	4番	田口	玲子
	5番	今堀	政藏
	6番	木露	正敏
	7番	本間	俊一
	8番	佐々木	晴男
	9番	岩部	利治
	10番	浜谷	礼子
	12番	三國	幸一
	13番	古里	和夫

5 欠席委員 (2人)

	3番	中橋	義則
	11番	千葉	進

6 議事日程

<報告>

(農地係)

- ・報告第1号 農地法第5条第1項及び第7項の規定による届出の受理について
- ・報告第2号 現況証明書交付の報告について

○その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長 海谷 昌弘

振興係長 干場 諭 振興係員 星田 洋

農地係長 世戸 幹彦 農地係員 光野 雅士

8 会議の概要

事務局 長	<p>ただ今から、令和4年第8回小樽市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、中橋委員、千葉委員が欠席となっておりますが、出席委員は14名中12名で、定足数に達しておりますので総会は成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、小樽市農業委員会会議規則第9条の規定により、以降の議事の進行は、北島会長にお願いいたします。</p>
議 長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>小樽市農業委員会会議規則第10条に規定する議事録署名委員に12番三國委員、1番江南委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について上程します。</p> <p>内容について事務局から説明願います。</p>
事務局 (農地係長)	<p>報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」をご説明いたします。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届出（売買）1件、ございました。</p> <p>これは、市街化区域内にある農地を農地以外に利用するために権利を設定し、または移転させる場合には農業委員会に届け出なければならないと規定しているものでございます（市街化農地の貸し借りと売買の届け出）。</p> <p>当該地は、〇〇から〇〇や〇〇の並びにある〇〇、登記地目「畑」で、面積は地番〇〇が2,551㎡、地番〇〇が1,158㎡、合計で3,709㎡となっております。</p> <p>転用目的は「資材置き場及び車両駐車場」です。</p> <p>譲渡人は、〇〇に在住の〇〇さん、譲受人は〇〇株式会社〇〇代表取締役 〇〇さんであります。</p> <p>書類上適正な届出と認め、受理通知書を交付したものです。</p> <p>なお、農地台帳に登載ありませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>ただ今事務局よりご報告がありました。御意見、御質問がありましたらお願いします。</p>

	<p>よろしいですか。</p>
委員一同	<p>はい</p>
議長	<p>それでは、次に移ります。報告第2号「現況証明書交付の報告について」を上程いたします。事務局よりお願いします。</p>
事務局 (農地係長)	<p>御説明いたします。</p>
	<p>本件につきましては、小樽市農業委員会現況証明事務処理要綱第4条及び第8条の規定に基づき、地区担当委員が現況を確認し、会長の専決処分により証明書を交付したものです。件数は、市街化区域内の土地が7件12筆、市街化調整区域の土地が2件3筆で、申請地付近に住む委員が現況を確認し、証明書を交付したものです。以上です。</p>
議長	<p>ただ今説明がございました。この件につきまして、御意見、御質問等ございますか？</p>
	<p>ないようでしたら、報告第2号を終了させていただきます。以上で、信任事項を終了いたしました。そのほか、皆さんの方から御質問等ございますか？</p>
委員一同	<p>なし</p>
議長	<p>特にないようでしたら、本日の総会はこれにて閉会となります。ありがとうございました。</p>
	<p>(午前10時20分閉会)</p>

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、この議事録を作成した。